



大阪府後期高齢者医療広域連合 情報セキュリティ声明文

わが国は急速なスピードで超高齢社会に向かっており、これまでどおりの国民皆保険を維持しながら、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、平成20年4月から新たな医療保険制度として後期高齢者医療制度が始まります。

この制度は、大阪府内の全市町村で構成される後期高齢者医療広域連合が主体となり、大阪府内各市町村と連携、協力して、運営していくものです。

制度施行の平成20年4月には、大阪府内で約76万人の後期高齢者が対象となり、多くの被保険者等の個人情報を取り扱うこととなります。広域連合ではこれらの個人情報を保護する観点から、平成19年7月に個人情報保護条例を制定しました。さらに、広域連合の持つ多くの情報資産をさまざまな脅威から守るとともに、その情報資産の「機密性」、「完全性」及び「可用性」を維持するために、情報セキュリティポリシーを策定しました。

後期高齢者医療制度に携わる職員全員が、後期高齢者医療制度及び組織の円滑な運営に努め、ここに定める情報セキュリティポリシーを常に意識し、それに基づき行動することをここに決意するものです。

平成19年12月
大阪府後期高齢者医療広域連合長 吉道 勇